

別記様式 3 令和 7 年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
17	大成産業株式会社	青森県青森市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第 2 第 3 号 (イ)	贈賄	当該業者の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 2 6 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
16	関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年11月14日 (3ヵ月+6週間)	別表第 2 第 1 3 号	建設業法違反行為	当該業者は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26 条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28 条第1 項第2号に該当するとして、11 日間の営業停止処分を受けた。 また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27 条の26 第2 項から第4 項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない者を当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28 条第1 項柱書に該当するとして、指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
15	株式会社K A N S O テクノス	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年9月3日 (2ヶ月)	別表第 2 第 1 3 号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第 3 1 条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び 2 2 日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
14	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第 2 第 1 3 号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第 3 1 条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び 2 2 日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
13	関電プラント株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第 2 第 1 3 号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第 3 1 条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び 2 2 日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

別記様式 3 令和 7 年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
12	日精（株）	東京都港区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第 2 第 5 号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
11	住友重機械搬送システム（株）	東京都品川区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第 2 第 5 号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
10	I H I 運搬機械（株）	東京都中央区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第 2 第 5 号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事および特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
9	新明和工業（株）	兵庫県宝塚市	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第 2 第 5 号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
8	フジバスク（株）	東京都世田谷区	7年6月20日 から 7年10月19日 (4ヶ月)	別表第 2 第 5 号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
7	(株) 山龍	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第 2 第 1 0 号	公契約関係競売等妨害又は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した指名競争入札をめぐる、(株) 堀内組の使用人（1 名）とともに公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別記様式 3 令和 7 年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
6	(株)春本工業	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した指名競争入札をめぐり、(株)堀内組の社 用人(1名)とともに公契約関係競売入 札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、 同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田 県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨 県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石 川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
5	(株)佐電工	佐賀県佐賀市	7年4月30日 から 7年6月29日 (2ヶ月)	別表第2第8号(イ)	公契約関係競売等妨害又は談合	本件は、佐賀県多久市が発注した照明 設備改修工事をめぐり、当該事業者の営業 本部副本部長が、公契約関係競売入札 妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀 県警に逮捕されたものである。 また、3月11日に佐賀簡易裁判所か ら罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定 した。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島県
4	丸和工業(株)	埼玉県北本市	7年4月25日 から 7年5月8日 (2週間)	別表第1第8号	安全管理措置の不適切によ り生じた工事関係者事故	当該業者は、令和5年9月2日、茨城 県狼島郡五霞町における倉庫・事務所増 築工事において、労働者の労働災害を防止 するため必要な措置を講じず、労働者が2 階床面の開口部から転落し死亡する工事 関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社使用人 は、令和6年11月12日、労働安全衛 生法違反により古河簡易裁判所から罰金 刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千 葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県
3	日新興業(株)	大阪府大阪市	7年4月25日 から 7年6月5日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法施行令第1 条の2に規定する額を超える下請契約を、 建設業許可を有しない者との間で締結し ていた。このことが建設業法第28条第1項 第6号に該当するとして、建設業許可部局 である近畿地方整備局長より、監督処分 (営業停止10日間)を受けた。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、滋賀県
2	鹿島道路(株)	東京都文京区	7年4月11日 から 7年7月10日 (3ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・ 九州地方整備局発注の工事において、過 失による粗雑工事を行っていたことや、他社 が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・ 九州地方整備局発注の工事において、契 約図書や当該受注者の指定と異なるアス ファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝 票が、社内において容認されていたことなどが 発覚した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田 県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨 県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石 川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
1	(株)NIPPON	東京都中央区	7年4月11日 から 7年7月18日 (10週間+1ヵ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、東北・関東・北陸・中部・ 近畿・中国地方整備局、東京航空局発注 の工事において、過失による粗雑工事を行っ ていたことや、東北・関東・北陸・中部・近 畿・中国地方整備局発注の工事において、 系列プラントが契約図書の指定と異なるアス ファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷 伝票を明示していたことについて、管理指標 実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず 品質管理義務を果たさなかった。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田 県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨 県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石 川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県